

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成30年4月23日（平成30年（行情）諮問第199号）

答申日：平成31年1月24日（平成30年度（行情）答申第400号）

事件名：「せん維交渉」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成19年1月31日付け情報公開第00210号により外務大臣（以下「外務大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

原処分には、次の理由により異議がある。

（1）まず、外務大臣による不開示理由を示すと以下のとおりである。

文書37、38は、「公にすることにより、国の事務に支障をきたし、当該国と我が国との信頼関係を損なうおそれがある情報であるため、不開示としました。」（法5条該当号－3号、6号）

文書76は、「公にされていない当省の具体的対応詳細に係る情報であり、公にすることにより、関係国との信頼関係が損なわれるおそれがあるため、不開示としました。」（法5条該当号－3号）

（2）以下、開示を求める理由を述べる。

ア 原処分は文書37、38及び76を一括して不開示としている。外務大臣は、本件文書に含まれるいかなる情報が、関係国との信頼関係を損なうことになるのか、両者の関連性を具体的に明示すべきである。

イ 異議申立人は、1969年から1971年までの日米繊維交渉に関し、外務省が保有するとされる全ての文書の開示請求を行い、約5000頁の開示を受けた（特定開示請求番号）。この点については、外務省の労を大いに多とするところである。それら全てに目を通した結果、これらの中には、不開示理由とされる「公にされていない外務省の具体的対応詳細に係る情報」も数多く散見され、また、本来、不開

示となってもおかしくないような文書も、個人・法人情報を除き、ほぼ全て開示されている。したがって、この3件の文書が、他の開示文書と比較し、いかなる違いがあって不開示となったのか、理由が全く分からない。

ウ これら文書は、作成からすでに三十有余年が経過し、開示を行うことにより、米国との信頼関係が損なわれるとは全く考えられない。逆に、歴史的に重要な文書として、今後の日本外交に資するためにも、積極的に開示することが外務省及び国民にとり利益となり、また、法の趣旨に沿うものと思料する。

以上から、原処分 of 取消しを求め、本異議申立てに及んだ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 開示請求から異議申立てについて

外務省は、異議申立人が平成16年4月12日付けで行った開示請求「日米繊維協議 1970年11月1日」に対し、相当の部分の決定として、対象文書1件を特定し、開示とする決定を行い（平成16年6月9日付け情報公開第02249号）、最終決定として更に対象文書105件を特定の上、このうち97件を開示、8件を不開示とする決定を行った（平成19年1月31日付け情報公開第00210号、原処分。）。

これに対し、異議申立人は、平成19年3月28日付けで原処分において不開示とした文書のうち3件（文書37、38、76）の不開示処分の取消しを求める旨の異議申立てを行った。

(2) 異議申立てから変更決定について

外務省は、異議申立人より不開示処分の取消しを求められた3件について改めて精査した結果、法5条3号に該当するとして不開示としていた文書76については、開示可能と判断されたため、その全てを開示とする変更決定を行った（平成19年6月25日付け情報公開第01158号、以下「変更決定」という。）。

2 本件異議申立ての対象となる文書について

本件異議申立ての対象となる文書は、原処分において不開示とされた3件の文書のうち、変更決定を行って開示した1件を除く2文書である。

3 不開示とした部分について

(1) 文書37については、工作費の取扱いに関する具体的情報が記載されており、当該情報が明らかになることで、外務省における情報収集活動や我が国の外交交渉において相手国等の権利・利益や立場に影響を及ぼすおそれあるいは他国若しくは国際機関との間で外交上問題が生じるおそれがあり、この結果、国の安全が害され、他国若しくは国際機関との信頼関係を損ね、又は交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、外務

省の事務の適正な遂行に支障を来すおそれがあることから、法5条3号及び6号に基づき、不開示としたが、改めて精査した結果、2頁目本文下から2行目左から11文字目ないし19文字目を除く箇所については、開示可能な情報と認められることから、開示することとする。

- (2) 文書38については法5条3号及び6号に該当するとして不開示としたが、改めて精査した結果、開示可能な情報と認められることから、その全てを開示することとする。

4 異議申立人の主張及びその検討

- (1) 異議申立人は、外務省が原決定において文書3件（文書37、38、76）を一括して不開示としたことにつき、本件文書に含まれるいかなる情報が、関係国との信頼関係を損なうことになるのか、両者の関連性を具体的に明示するべきとして、①異議申立人は別件で外務省が保管する全ての日米繊維交渉に関する文書の開示を受けており、かかる文書は個人・法人情報を除いてほぼ開示されたため、本件文書が他の開示文書と比較し、いかなる違いがあるのか理解できない、②これらの文書は作成から長い年月を経ているため、開示することにより米国との信頼関係が損なわれるとは全く考えられない、③逆に歴史的に重要文書であるから、積極的に開示をするのが法の趣旨である、との理由を挙げている。

- (2) 上記3のとおり、本件異議申立ての対象となる文書（文書37及び文書38）のうち、文書38についてはその全てを、文書37については2頁目本文下から2行目左から11文字目ないし19文字目以外の箇所は今般新たに開示することとする。

- (3) 文書37のうち、引き続き不開示を維持する箇所については、工作費の取扱いに関する具体的情報であり、異議申立人が受領した他の開示文書との違いは明白である上、上記3（1）のとおり、たとえ歳月が経過していても引き続き不開示を維持すべき事情に変更がないため、異議申立人の主張に理由はない。

5 結論

上記の論拠に基づき、文書37については2頁目本文下から2行目左から11文字目ないし19文字目を除く部分を開示するとともに、文書38については、その全てを開示することとし、その余の箇所については原決定を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年4月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月28日 | 審議 |
| ④ | 同年12月11日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

⑤ 平成31年1月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書である。

異議申立人は原処分で不開示とした部分のうち、文書37、文書38及び文書76の開示を求めており、諮問庁は、変更決定を行って文書76を開示するとともに、文書37の2枚目本文下から2行目左から11文字目ないし19文字目（以下「本件不開示部分」という。）を除く部分及び文書38は開示することとするが、その余の部分は法5条3号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、米国との間の繊維交渉に係る工作費の詳細に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、我が国の外交交渉に係る情報収集や関係者に対する働きかけ等を効果的に行うことが困難となり、その結果、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 付言

本件諮問は、異議申立て後、約11年が経過してから行われていることにつき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁からは、本件諮問に際して事実関係を確認するのに時間を要したとの説明があった。しかしながら、本件異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでにこれほどまでの長期間を要するものとは到底考え難く、本件諮問は、遅きに失したといわざるを得ない。

このような対応は、「簡易迅速な手段」による処理とはいえず、行政不服審査制度の存在意義を否定しかねない極めて不適切なものである。諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理に当たって、迅速かつ的確な対応が強く望まれる。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

（第2部会）

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙

文書 3 7 せん維交渉